

# 65歳以上の方へ 平成20年度の介護保険料が決まります

介護保険料は40歳以上の方がらいたいておりますが、年齢により納付の方法が異なります。

40歳から64歳までの方はご加入の医療保険と合わせて、65歳以上の方は特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）で納めていただいております。

65歳以上の方の介護保険料は、すでに仮徴収してありますが、6月に確定した市町村民税の課税状況に基づき、平成20年度の年額保険料を決定します。

7月下旬から介護保険料の減免受付を始めます。保険料段階が第3段階の方には、7月中旬頃に送付する平成20年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封します。

○持参するもの

7月中旬頃に送付した通知書、平成19年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳、生命保険証書など、印鑑



○対象となる方

次のすべてに該当される方が第3段階の方  
 ・平成20年度の介護保険料段階が第3段階の方  
 ・平成19年中のすべての収入が88万円以下の方（世帯員がひとり増えることに41万円加算）

○減免について

申請提出後、審査を行い、減免の承認・不承認の結果については決定後、通知します。減免が承認された場合は、申請以降の保険料を3分の1減額します。ただし、8月末までに申請された場合に限り、4月分までさかのぼって保険料を減額します。

## 特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている方は、原則年金から天引きされます。

すでに、4月、6月、8月の

徴収額（仮徴収額）については、仮算定してありますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になられた方、佐賀中部広域外から転入された方などはおおむね6ヶ月後から天引き開始となります。

## 普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金を受給されていない方、恩給などの受給者の方などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに、4月から7月分（仮徴収額）は仮算定してありますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には納付書のほか便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

なお、すでに口座振替ご利用の方は引き続き行います。

◎問い合わせ先

佐賀中部広域連合 業務課  
 佐賀市松原4丁目2番28号  
 ☎ 40-11135  
 神崎市役所 高齢障害課  
 ☎ 37-0111

有料広告

有料広告

**和田記念病院**（内科・リハビリテーション科・消化器科・循環器科・呼吸器科・小児科・通所介護）

佐賀県神崎市神崎町尾崎 3780 ☎ 0952-52-5521 FAX 0952-53-5567

**介護老人保健施設うぶすな**（入所・短期入所・通所リハビリテーション）

**うぶすな居宅介護サービス**

佐賀県神崎市神崎町永歌 1021 ☎ 0952-52-8990 FAX 0952-52-3290

**和田医院**（内科・胃腸科・小児科）

佐賀県神崎市神崎町神崎 293 番地 ☎ 0952-52-2021 FAX 0952-53-3993

**ごんどう耳鼻咽喉科**（耳鼻咽喉科・アレルギー科）

佐賀県神崎市神崎町田道ヶ里 2226-1 ☎ 0952-55-7001 FAX 0952-55-7002



# 後期高齢者医療保険に加入されている方へ

医療機関などを利用したときは、医療費の一部を患者本人（被保険者）が負担します。

負担割合は、所得に応じて「1割（一般）」または「3割（現役並み所得者）」となっています。この負担割合は、毎年「8月1日」を基準として前年の所得を基に判定します。

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、平成21年7月31日までとなっていますが、所得の増減などにより負担割合が変更となる方には、通知を送付します。

## 【負担割合の判定基準】

### ◆一般（1割負担）

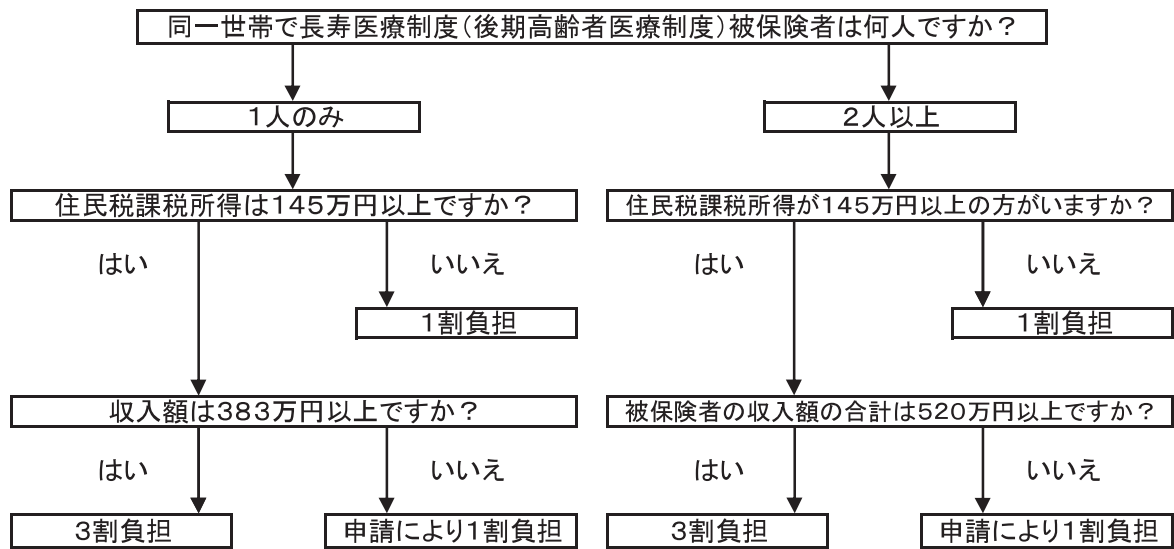
同一世帯内の被保険者の住民税課税所得がそれぞれ145万円未満の場合

### ◆現役並み所得者（3割負担）

同一世帯内の被保険者に住民税課税所得が145万円以上ある方がいる場合

ただし、同一世帯内の被保険者の収入合計額が次の金額に満たない方は、申請することにより1割となります。対象者には、「基準収入額適用申請」勧奨通知を送付します。

## 自己負担割合判定の流れ



経過措置：右の全ての要件を満たす方は、自己負担割合は3割のまま、一月あたりの自己負担額の上限額が1割負担の方と同様の額となります。

同じ世帯の中に70～74歳の国民健康保険又は被用者保険の加入者がいる長寿医療制度に加入する単身の被保険者  
課税所得が145万円以上かつ年収が383万円以上の方  
同じ世帯の中で70～74歳の方も含めた年収が520万円未満の方

## 更新を忘れずに！

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成20年7月31日までです。

有効期限が切れた後、更新手続きをしないと通常の一部負担金や食事代を支払うこととなります。対象者には、勧奨通知を送付します。

市の後期高齢者担当窓口で申請手続きをお願いします。

## 【自己負担限度額（食事療養費・生活療養費）について】

入院したときは、食事代または食費と居住費の一部を患者（被保険者）本人が負担します。

自己負担額		療養病床		
		一般病床 食事代	食費	居住費
低所得	現役並み＋一般	260円	460円	320円
	90日までの入院	210円	210円	
		160円		
低所得	老齢福祉年金受給者	100円	130円	0円
			100円	

「低所得」・・・全員が住民税非課税である世帯

「低所得」・・・全員が住民税非課税であって、一人ひとりの収入が80万円以下の世帯

低所得Ⅰ、Ⅱの方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

◎問い合わせ先 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476  
神崎市役所 市民課 ☎37-0115